福壽園ショートステイサービス　利用料金表

※利用料金は介護保険制度改正ならびに介護報酬及び消費税率改定等で変更されます。　令和8年8月1日現在

■利用料早見表■

○1割負担【多床室】※1日あたりの概ね利用者負担額です。水道光熱費･洗濯代･紙オムツ代込み。

所得段階 (食費+居住費)*1所得に応じて軽減あり。		介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			¥687	¥817	¥882	¥963	¥1,048	¥1,131	¥1,212
第1段階*1	¥300		¥987	¥1,117	¥1,182	¥1,263	¥1,348	¥1,431	¥1,512
第2段階*1	¥1,030		¥1,717	¥1,847	¥1,912	¥1,993	¥2,078	¥2,161	¥2,242
第3段階①*1	¥1,460		¥2,147	¥2,277	¥2,342	¥2,423	¥2,508	¥2,591	¥2,672
第3段階②*1	¥1,890		¥2,577	¥2,707	¥2,772	¥2,853	¥2,938	¥3,021	¥3,102
第4段階*1	¥2,460		¥3,147	¥3,277	¥3,342	¥3,423	¥3,508	¥3,591	¥3,672
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減制度利用時*2 (介護保険負利用者負担額、食費、居住費の4分の1が軽減されます)		第1段階	¥740	¥838	¥887	¥947	¥1,011	¥1,073	¥1,134
		第2段階	¥1,288	¥1,385	¥1,434	¥1,495	¥1,559	¥1,621	¥1,682
		第3段階①	¥1,610	¥1,708	¥1,757	¥1,817	¥1,881	¥1,943	¥2,004
		第3段階②	¥1,933	¥2,030	¥2,079	¥2,140	¥2,204	¥2,266	¥2,327

○2割負担【多床室】※1日あたりの概ね利用者負担額です。水道光熱費･洗濯代･紙オムツ代込み。

所得段階 (食費+居住費)		介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			¥1,374	¥1,634	¥1,764	¥1,926	¥2,096	¥2,262	¥2,424
第4段階	¥2,460		¥3,834	¥4,094	¥4,224	¥4,386	¥4,556	¥4,722	¥4,884

○3割負担【多床室】※1日あたりの概ね利用者負担額です。水道光熱費･洗濯代･紙オムツ代込み。

所得段階 (食費+居住費)		介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			¥2,061	¥2,451	¥2,646	¥2,889	¥3,144	¥3,393	¥3,636
第4段階	¥2,460		¥4,521	¥4,911	¥5,106	¥5,349	¥5,604	¥5,853	¥6,096

■利用料内訳■※1日（送迎加算は1回）あたりの単位です。

地域単価：10.00円

介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①基本料金（単位） （介護福祉施設サービス費(Ⅱ)多床室）		451単位	561単位	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
加算	夜勤職員配置加算Ⅰロ			13単位/日				
	看護体制加算Ⅰ			4単位/日				
	看護体制加算Ⅱ			8単位/日				
	サービス提供体制加算	22単位/日						
	機能訓練指導体制加算	12単位/日						
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	100単位/月						
	送迎加算	184単位/回						
	介護職員処遇改善加算Ⅰ(1月につき)	総単位数の17.6%						

所　得　段　階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費（1日あたり）	¥0	¥430	¥430	¥530	¥915
食　費（1日あたり）	¥300	¥600	¥1,030	¥1,360	¥1,545
	1,545円／日（内訳：朝食417円・昼食564円・夕食564円）				

↓ホームページ

fukujyukai.com

社会福祉法人福壽会
特別養護老人ホーム福壽園
佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津209番地3
TEL：0952-47-5091/Fax：0952-47-5092
担当：三原、久保

【負担限度額認定証要件】

【所得段階】*1

第1段階: 生活保護受給者/市町民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者

第2段階: 市町村民税非課税者で、公的年金等収入金額(非課税年金含む。)+その他の合計所得金額が年80万円以下の者かつ、預貯金単身650万円、夫婦1,650万円

第3段階①: 市町村民税非課税者で、公的年金等収入金額(非課税年金含む。)+その他の合計所得金額が年80万円超から120万円以下の者かつ、預貯金単身550万円、夫婦1,550万円

第3段階②: 市町村民税非課税者で、公的年金等収入金額(非課税年金含む。)+その他の合計所得金額が年120万円を超える者かつ、預貯金単身500万円、夫婦1,500万円

第4段階: 市町村民税課税者

【社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減制度該当要件】*2

・年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円追加)以下であること。

・預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円追加)以下であること。

・日常生活に供する以外に活用できる資産(農地や駐車場)がないこと。

・負担能力のある親族等(住民税課税の者)に税・社会保険等で扶養されていないこと。

・介護保険料の滞納がないこと。